

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

8番、森本議員の質問を許します。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） おはようございます。8番、森本です。

12月定例会に当たり議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問いたします。

吉原公園についての質問です。

現在の吉原公園の施設は、テニスコート2面、ゲートボール場2面、トイレ、水飲み場などとなっています。平成7年に完成し、ほぼ25年が経過しています。子どもの遊戯施設等が縮小されつつありますが、現在も活発に利用されています。

今般、施設の利用者の方々から、運動施設の状態が非常に悪い。使用に困難があるとの声が寄せられています。過日の議員と区長会との懇談会にも出ていました。

テニスコートについては、A、B2面の両コートともコート面は平面ではなく、全体に傾斜があります。また、ゆがみもあります。また、2面ともコート内に広い面積を伴ってのくぼみが複数生じています。雨が上がった後にはくぼみに大量の雨水がたまり、なかなか水は引かないので、水取りをしないと利用できません。また、人工芝のはがれや敷いた土の偏りなども多々あります。

利用者の方からは、雨が降った後に使用するときはとりわけ大変なんだと。持参したポンプも利用して、みんなで水取りの作業をしている。1時間程度かかっていることもあるなどもお聞きします。この状況では正常なプレーがなかなかできません。それだけではなくて、転倒やけが、足など体への負担なども心配されます。

ゲートボール場も同様で、ゆがみやくぼみがあります。とりわけAコートのほうでは、雨天後、中央部に大量の雨水がたまっている状態になります。このコート周辺にも深いへこみや周囲を覆っている金網の設備も上下にゆがんでいるところも多々見られます。

この施設は、住民のスポーツ振興を図って、生き生きとした生活づくりに寄与しています。同時に住民の健康増進を図っていることにもなり、非常に大切な役割を果たしています。このような施設状況であっても、愛好者の方々は熱心に日々利用されています。それは、住民から高く期待されているからではないでしょうか。

そこで、運動施設を中心にして質問をさせていただきます。

1つ目に、施設の状況はどのように把握されていますか。

2つ目に、管理や点検についてはどのようにされてきましたか。

3つ目に、施設の機能を十分果たしていると言えますか、また、改修すべきではありませんか。

せんか。

4つ目に、使用料の減額や免除はどのような場合やときになりますか。

5つ目に、使用料の減額や免除すべきと考えますが、いかがですか。

昨日、同僚の議員からも質問がありまして、重なるところもあるかも分かりませんが、答弁をお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） おはようございます。

ただいまの森本議員、吉原公園内の運動施設についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、施設の状況はどのように把握されているかでございますが、議員ご指摘のとおり、テニスコート両コートについては、くぼみ、ゆがみで傾斜がつき、コート面は波を打っている状況にあり、くぼみには雨水がたまる状況であることは把握しております。ゲートボール場についても同じような状況と把握しております。

2つ目の、管理、点検はどのようにされましたかのご質問にお答えします。

職員が週1回点検し、施設の状況を把握しています。施設管理については、職員で実施していますが、一部公園内の清掃・トイレの清掃をそれぞれ2団体に委託しています。

3つ目の、施設の機能を十分果たしていると言えますか。また、改修すべきではありませんかのご質問にお答えします。

これは龍神議員の答弁と重複いたしますが、ご了承ください。

テニスコートについては、平成7年に完成して以来、少しずつ陥没が進み、平成16年に不陸修正、人工芝の張り替え、排水溝等の工事を実施しましたが、すぐに陥没が起きたと聞いております。また、平成27年、令和元年には、陥没の影響で人工芝がめくれ、危険であることから、その箇所の張り替えを実施しています。

ゲートボール場については、陥没箇所へ土を入れたり、その都度、修繕を実施しております。しかし、両施設とも現状は、陥没がひどくなり、コート面は波を打ち、雨が降ると大きな水たまりもでき、利用者の皆さんにご迷惑をおかけしている状況であります。

このような状況を改善するには大規模な地盤改良が必要であり、その費用は多額になると聞いております。地盤改良を含む大規模改修工事をしなければ、抜本的な解決にならないことは重々承知していますが、当面は不良箇所の速やかな修繕に努め、少しでも利用者の皆さんに満足していただけるよう取り組んでまいります。

4つ目の、使用料の減額や免除はどのような場合やときになりますかのご質問にお答えします。

美浜町吉原公園設置及び管理に関する条例第15条に、管理者は、特に必要と認めるときは使用料を免除し、または減額することができると規定されています。特に必要と認めるときとは、美浜町吉原公園管理規則第9条第2項第1号で、町内の社会教育団体が使用する時、全額または半額免除。第2号で、町外の学校・社会教育関係団体が主催する行

事であって、町内の児童、生徒、社会教育関係団体が参加するとき、全額または半額免除。第3号で、町外の学校・社会教育関係団体が主催する行事であって、その内容等について管理者が美浜町の教育に寄与すると認めるとき、全額または半額免除。第4号で、使用団体登録において、町民30%以上50%以下の者で構成された社会教育関係団体が使用するとき25%免除。第5号で、その管理者において相当な事由があると認めるとき、全額または半額免除と規定されています。この条例・規則に基づき申請があった場合に、使用料を減額、もしくは免除しております。

5つ目の、使用料の減額や免除をすべきと考えますがいかがですかのご質問にお答えします。

この条例・規則にそぐうものであれば、減額・免除すべきであると考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） それでは、再質問をお願いしたいんですけども、今幾つかの答弁いただきました中で関わっているんですけども、美浜町のホームページで吉原公園の施設状況の紹介があるんですけども、それを見てみると、例えば、ゲートボール場は準全天候型とあります。また、テニスコートについては全天候型のオムニコートという形で紹介されています。テニスコートを中心にして話しますと、この全天候型オムニコートというのであれば、雨天の場合でも、地面は水はけがよくて利用可能だということにもなるかと思えます。この水が大量にたまって使用できない状況というのは、機能を十分発揮しているということと言えないと思うんですね。全天候型ととても言えないと。だからまあ、実際にそういうものを貸し出すということの上に置いて、その状態が成り立っていないということに捉えられると思うんですけども。

先日、この10月にも雨が降った状態のときがありまして、そのときもどんな状態かということで、ちょっと写真も撮ってきてみたんですけども、ちょっと見えにくいかと思うんですけども、例えば、これはテニスコートのA面のほうですけども、これについて見ると、もう片面がもうまるっきり水たまりの状態になるんですね。Bコート、もう一面のほうも、片面の広範の部分がまるっきり水でたまって、反面のほうも水がたまった状態というか、薄く全体に広がったような状態で、やっぱりこういう状態になるんですね。なかなかやっぱり水が引かないという状態が起きているわけです。これがBコートの場合なんですけども。このときの雨も、そんなに大量でざーっと降ったような状態とは思えなかったんですけども、その夜中に、朝方かな、ちょっと降った形のものでありましたけれども、足の深いところやったらくるぶしぐらいまで来る状態やったと思います。

そこからこれはゲートボール場なんですけども、2面あるうちのやっぱり西側のAコートのほうでは非常に深く水がたまったような、全体を覆ったような状態にやっぱりなっています。

やはりまあ、天候にも随分と左右されますけれどもね、今年については、雨の長かった

ときもありましたし、5月、6月あたりでも、そういうふうな状態にあったかと思うんですけども、そういう中でも利用者の方は、やっぱり使える範囲の中でしっかりと日常の登録された形の中で活動していきたいということで、随分と利用されているわけですね。

そういう状態を踏まえてなんですけれども、そういうような形は、もう既に回答の中でありましたように存じられているということで、一定これまでの期間の中で、やっぱりこのような状況があって、一定修正もされてきたということなんですけれども、やはりこの状態をずっと続けていくというのはやはり大きな課題やと思うわけですね。

それでまあ、質問なんですけれども、1つは、週1回点検されているということであるんですけども、やっぱりこのような、例えば、雨がたまった状態のときね、まるっきり使えない状態ということもあるかと。まあでも、カスの中で、ゆがんだ状態でも使える状態にしたいということで、利用される皆さんが水を取られているというふうなことをお聞きする中でなんですけれども、このような雨がたまった状態のときなどの管理というのはどのようにされているのかということと、また、利用者さんへの対応はどういうふうにされているのかということはお聞きしたいところです。

2つ目に、先日の龍神議員の質問がされていましてなんですけれども、この改修をするのに大規模改修ということで多額な費用するとありましてですね、その中で、龍神議員の質問の中で大体幾らぐらいだというふうなことも回答がありましたんですけども、より安価でしっかりした工法で、それをできるだけ金額を低くできるような状態ということも踏まえて検討もされたものなんだろうか。そういうふうなことをしっかりと検討してもええんじゃないかなと思うんですけども、その点についてちょっとお聞きしたい。

それから、3つ目なんですけれども、使用料の請求についてお伺いしたいと思うんですけどもね、貸し出す側としたら、本来やっぱりその施設の状態をきっちりしておいて、機能が十分果たされるような形で提供するというのが本来の姿であると思うし、それが我々管理者としての責任ではないかなと思うんです。今のこの状態というのは、その機能を十分僕は保っていないと考えるわけです。その使用料の請求というのは、やはりきちっとそういうふうな状態が保ってて、それで貸し出すことができると。その上で利用されて使用請求できるんちゃうかなと、そんなに思うんですよ。このような状態やったらね、使用料の請求にやっぱり至らないと、僕は考えるんですけども、先ほどの回答では、減額や免除については条例・規則に沿うものであったら減額免除すべきであると回答いただいたんですけども、この中でありましたが、特に必要と認めるときは使用料を免除し、また減額することができる。使用規則の中でも同様な形で回答がありましたが、相当な事由があるときというふうにまあ言われているわけなんですけれども、本来ね、僕は住民サービスとして、この使用についてはぜひとも無料にすべきやないかなと。少なくとも町民の方が使うところでは、利用するところでは無料にすべきではないかなというふうに思うわけなんですけれども、今回のこの施設の状況に関わって、この使用料については、この規則に沿っての

とってみたとき、やっぱりその検討ができるんちゃうかと思うんですが、本当に減額を、または免除するという形の検討する余地はないのかどうかということで、そのことについて伺いたい。検討すべきではないかと思うのですが、いかがか答弁を求めたいと思うんです。

改めて3つの点です。

1つは、週1回の点検の中で、このような雨がたまった状態のときにどのような形で管理されているのかということと、利用者さんへの対応はどうなっているのか。

2つ目には、その改修による費用について、十分と検討されて出されたものなのかと。

それから、3つ目には、使用料請求について検討する余地はないのかと。ぜひとも検討すべきではないかということで、その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） ただいまのご質問についてでございますが、まず、その1番目の、例えば雨水がたまったような状況、あるいは施設の管理という面に関連してでございます。

施設の管理というのは、職員が週に1回目視ということで、コートを含めていろんな施設について異常がないかということの点検も含めてということになるわけでございますが、雨の降った後、雨水がたまっている。その後ですけれども、じゃ、その水抜きをするかということについては、申し訳ないんですけれども、そこまではしていないというのが実態でございます。ですから、その使用する現状では、使用する団体が使用する前にそういう水を除去してというんですか、そういうような形で使っているということは把握しているところでございますが、それ以上の対策は、現在のところは取れていないというのが実態でございます。

ただ、このことについて、それでは、じゃ、もう貸し出すに値する機能を有していないと。その中でも利用をしていただいているということなんですけれども、これ、その機能を有していないから、じゃ、もう一旦閉鎖するというようなことにしてしまいますと、逆に、その施設が全く利用できないという状況をつくり出してしまうということにもなってしまいう中で、本当に申し訳ないというところはあるんですけれども、現状の中、改善をしながらご不便をおかけしながらも利用していただいていると、そういうところでございます。

ですから、議員おっしゃいますように、機能を有していないところがちょっとつらい、本当につらいところではあるんです。あるんですけれども、できるだけ開放していきたいという中で、利用者の方にもその施設の維持管理という、例えば水抜き等をしていただきながら利用していただいている。そういうのが実態であるかと思います。ちょっと答弁なつかどうか分からないんですけれども、管理については以上のような状況です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 2つ目のいろいろ改修、安く上がるような改修が検討したの

か、研究したのかというようなどころなんです、いろいろと過去の例から言いますと、不陸修正とかいう上っ面だけの地盤改良というんですか、そういうようなところの改良はしてきました。でも、この施設の状況、地盤が相当悪いのかということで、すぐにまた陥没が始まったということで、なかなか龍神議員の答弁と一緒になんです、抜本的な対策をするということになると、大規模改修しか仕方がないのかなという考えを持っております。

それと、町長の答弁にもありましたように、この施設を何らかのいい補助事業があれば、あるいは、場所を移転というような方法も考えていきたいというふうに私どもは思っております。

それと、最後の使用料の減免の関係なんです、施設利用者がポンプを利用して、例えば1時間、水を取るために作業したというような状況になったときには、全部全額免除というわけにはいきませんが、そのしていただいたその作業の費用分に関しては減免の対象にしていければなというように考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 再々質問ということにさせていただくんですけれども、今、答弁いただいた中で、改修は大規模にわたるから、随分と大きな金額になる。一応、でも、しっかりと検討を深くまでまだされてはならないような状況では思うんですけれども、今後の方向としても、一点まあ町長答弁も含めて、それ聞いたわけですけれども、その使用請求についても、一定の今の形で減額の対象として検討される余地があるということで伺いました。その分について、ぜひとも更に進めてもらって考えてもらえたらなと思うんですけれども、一つは、当面この不良な箇所の修繕に努めていくということでありました。一定改善、本格的に改善するか、またはほかのどこを探しながら行くということなんですけれども、やはりある程度の大体のめどというんですか、どこまで進めていくかというのはあるべきではないかなと思うんですけれども、その辺についての見解を伺いたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） ただいまのご質問でございます。

大体のめど、これも本当に行政というんですか、進めていく上では、そのスケジュール感、これは必要であるというのは、これはもう重々認識はしておるわけでございますけれども、当面ということで申しますと、先ほど答弁もさせていただきましたように、現状、それをできる限り修繕、繰り返しながら使用していくと。そして、ただ、それをしていくだけでも繰り返しになりますので、将来的にはということしか、今はお答えできないんですけれども、と言いますのは、用地のこと。それから、新しく造るとなれば、その予算をどう確保するか。そういうことも含めまして、まだまだ検討をしていかなければならない段階でございますので、ちょっとそのスケジュールということについては、今のところ確定していないという、お示しすることができないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 質問ではありませんけれども、次の質問には移りたいということなのですが、とにかく、でもしばらくこの状態が続くわけですから、ぜひともその場その場の対応を素早くしていただいて、住民さんにできるだけ苦勞かけないような形で対応してぜひともいていただきたいなということを求めまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

さて、2つ目の質問です。県立高等学校の再編計画についてであります。

今年8月に、第6期のきのくに教育審議会が、「これからの県立高等学校の在り方について」ということで、和歌山県教育委員会に答申をしました。答申を受けて、和歌山県の教育委員会は、年内にも具体的な高校廃止、統合、学科の再編等を策定しようとしています。進め方として、地域や住民にはほとんど知らされないまま進んでいるのが実態ではないかと。地域の子どもたちにとっては非常に人生に大きな影響を与えることでもあります。高校教育を健全に保障していく上にとっても非常に心配なこととしてあります。

審議会は、さらなる生徒数減少への対応、また、高等学校の充実と、これを大きな柱としてまとめたと聞いています。

答申の主な提言についてですが、和歌山県を4つのエリアに分けると。エリアごとに高等学校の廃止や統合を進める。全体として、今後15年間に現在の29校から20校程度に削減すると柱はなっています。

この4つのエリアについては、伊都・那賀地方を中心とした紀北、それから和歌山市、海草、有田、そして日高までの範囲を含めた紀中、そして、田辺市、その周辺、串本、新宮市とその周辺、南全体を捉えて紀南と、そういう4つの地域にしています。

美浜町は、この紀中エリアに含まれていますが、海南市、海草郡から御坊市日高郡までと非常に広範囲に及びます。その中に、普通科高校3校、普通科と専門学科の併設校、総合学科と専門学科の併設校のように再編すべきだというふうにしています。御坊市日高郡内の学校数の削減も否定できません。進路選択肢の減少とか、さらなる遠距離通学なども懸念されてきます。

廃校となった高校に特別支援高校の設置や1学級30人程度の編成、また、通学バスの運行することなども提案はされています。しかし、県立高校の現在の校数から3分の2程度に減らすということが大前提になっています。

県の教育委員会は、これまでも再編を高校については進めてきました。この近年では、串本高校の古座校舎を廃止するとか、和歌山西高校を和歌山北高校に統合する。また、大成高校を海南高校に統合するなども進めてきました。

今回の内容は、今まで以上に大きな影響を予想することができます。とりわけ美浜町の子どもたちにも直接係ってくる問題でもあります。

高校大幅削減の大きな理由は、生徒数の減少としています。しかし、減少する中で、高校生に充実した高校の環境を提供すると、教育の目的を果たすというのであったら、学校

廃止ではなくて、この少人数学級とか学級規模の縮小を行うということで対応ができると考えます。

今、教育環境の充実改善で求められているのは、小・中・高校とも校種問わず学級定員数の縮小とか、少人数学級の設置、教職員の増員ではないかと思います。このことは一点文部科学省も認めているところです。

この審議会答申を受けて、和歌山県の教育委員会は年内にも具体的計画を発表して進めていこうとしていました。

そこで質問なんですけれども、ちょっとここ数日の中で報道等で出されたことがありまして、若干の変化が起こっているようなんですけれども、通告に従いまして質問させていただきます。

1つ目は、この答申をどのように捉えられていますか。

2つ目に、様々な説明会があったんですけれども、説明会は、この御坊日高郡内ではありませんでした。この地域でも住民の方や関係者への説明会をするよう、和歌山県の教育委員会に求めるべきではありませんか。

以上、2点についてお伺いをします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 森本議員の2点目、県立高校の再編計画について、この答申をどのように捉えているかについてのご質問にお答えします。

県立高校再編の経緯につきましては、平成17年5月に示された県立高等学校再編整備計画では、全日制高等学校の適正規模を40人学級で、1学年当たり4学級から8学級を基本とするとし、それに基づいて平成18年度から段階的に進めてきたと承知しています。

さらに、平成28年4月に策定、公表された県立高等学校再編整備基本方針は、統廃合を画一的に進めるものでないとしながらも、将来適正規模の維持が困難なこととなることが見込まれる高等学校にあっては統廃合を進めるとし、統廃合についての方向性をより明確に打ち出した内容となっています。

さらには、去る8月に第6期きのくに教育審議会が、「これからの県立高校の在り方について」を答申しました。この答申は、副題を「高等学校が地域とともに持続可能な存在であるために」として、5項目の内容で構成されています。

その中で、注目しなければならないのが、それまで1学年4学級から8学級とされていた学校の適正規模が、1学年6学級程度に変更されたことと、「県内各地域の状況に応じた高等学校の在り方」で15年後をめどとし、統廃合についてより具体的に示されたことです。

議員もご指摘されておりますが、確認のために、その内容について触れさせていただきます。

海草、有田、日高地域が属する紀中エリアでは、適正規模程度の普通科高校3校を各地域に整備し、ほかに普通科と専門学科を併設した高等学校や総合学科と併設した高等学校



に再編整備すべきであるとなっています。

また、答申では、生徒数減少により1学年4学級以下の県立高校が全体の3分の1を超えるという現状があり、現在の学校数を15年後まで維持すれば、約7割の学校が4学級以下になると予想されています。4学級以下では教職員数が限られるため、専門的な授業を開講できなくなる場合も生じ、高等学校教育の質を維持できなくなり、部活や学校行事の制約も大きくなる等の要因から、高等学校には一定規模が必要であるとの考え方には妥当性があるとしています。

そこで、議員ご質問の、この答申への私の捉え方ですが、答申の内容は理解できないことはないですが、当地方において、日高高校は中高一貫校を併設した普通科高校、紀央館高校は普通科と工業系専門学科を併設した高校、南部高校は普通科と県下で2校しかない農業系専門学科を併設した高校であり、各校特色を生かした教育がなされており、和高専を含めて、本町の中学生は幅広い進路選択ができており、高校教育の選択と機会の確保ができている実態があると思います。

したがって、統合の話には全く耳を貸さないというわけではありませんが、本町の子ども達の進路選択の保障と地域の活力維持の観点から、将来的には統合が避けられない状況になった場合であっても、地元の意向を尊重し、拙速に推し進めることのないようにしていただきたいと強く望むものです。

続いて2つ目の、住民や関係者への説明会を求めるべきでないかのご質問にお答えいたします。

答弁に入ります前に、1点おわびしなければならないことがございます。

森本議員から通告のありました質問に対する答弁書を県教育委員会や県議会の情報を収集し、作成しました。ところが、一昨日の午後になって急転直下と申しますか、このご質問に関連する県教育委員会の方針が大きく変わりました。当然のことながら答弁の内容も変わるわけでございますが、最新の動向につきましては、答弁の最後でお答えさせていただきます。

それでは、答弁に入ります。

過日の県議会の宮崎県教育長の答弁にもありましたが、答申が出て以降、5会場で地方別懇談会、20を超える会場で個別懇談会が開催され、合わせて1,000名を超える参加があったということです。

地方別懇談会は、答申にある4つのエリアごとに開催されました。ただし、紀南エリアについては西牟婁、東牟婁の2会場で開催されたため、5会場となっています。紀中エリアは10月7日に有田川町の吉備ドームで開催されました。地方別懇談会の後、要望を受けて、11月末までの間に、先に申し上げましたように約20会場で個別懇談会が開催されたようです。現在はそれらの意見を集約し、実施プログラム案の作成に入っている段階だと思います。

したがって、説明を求める時期は既に過ぎており、今後は実施プログラム案に対し、

パブリックコメントを募集することになると思いますので、意見がある場合はその機会を活用して意見を上げていくようになります。というのが、作成時点での中身でございます。

ところが、変更があったと言いますのは、年内に提示するとしていた再編実施プログラム（案）のスケジュールを白紙に戻し、県教育委員会主催でこの問題に対する懇談会を1月中に県立高校29校を会場に開催するということになりました。

なお、日程等、具体的な懇談会の開催要項は今年21日に提示するという事です。ということで、この部分に関連する答弁を訂正させていただきたく存じます。ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げまして、森本議員の高校再編計画についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 新しい情勢についても語っていただきました。私も報道で3紙報道の内容を読ませていただく中で、今、和歌山県教育委員会の姿勢の変更があったということは知ることになりましたが、具体的な日程のところまで今分かりませんでしたので、若干報告いただいたので、ありがとうございます。

ただ、やはり基本的な、ただ答申として出した方向性というのは、まだあることになりますね。さらに、県で全体で29校を20校にするということの方向なんですね。この有田からこの紀中エリアで考えてみたら、現在分校は置いたとして、7校ほどあるわけです。それが5校という形になっていくかなと、このままであればですね。やはりそれだけ校数が減るということは、非常に大きな出来事であるかと思うんですね。そのような中で、今の進め方について問題があるやろうということで質問させていただいたわけです。

今の答弁でありました中では、進め方として、もう少し懇談会開いていくということでもありますけれども、その上で質問があるわけですから、基本的には、でも報道という形で私らとか知る中です。実際にそういうふうな状況になったときに影響を受けるのは住民ということになります。このような大事なことが、しかし、なかなかそういった報道という形でだけでしか知らされていかないということについては、やっぱりまだまだ課題があると思うんです。住民に対してしっかりと今どのようなことが進んでいるのか、そのことをやっぱり知らせていくというのが一つ大事かなと思っているんです。

この広報等で、和歌山県教育委員会が幾つかの会場をさらにこれから開いて求めるということでもありますけれども、そういった情報とか、それからこの答申の内容とか、それをやはり直接影響を受けていくその皆さんに、その情報を今後の地域の教育を責任を持っているところの団体として、広報等で説明をしたり、情報を知らせていくということがやっぱり必要ではないかなと思うんです。そういうふうなことをやっていくというふうなことについて見解を伺いたいというのが1つです。

2つ目に、この質問をするに当たりまして、やはり美浜町の住んでいる人たちにとってすごい影響があることに関わって、進めることに関わって教育委員会自身が自らそれを住民に知らせるとか、それについてこの地域の様子を伝えていくとか、そういうふうな積極

的な方向性というのが僕は必要だったんじゃないかと思うんです。今まで最初の答弁から察するわけですが、ちょっと遅れてという形で進められていると思うんですけれども、大きな問題を和歌山県全体が進めようとしているのでありますから、それを教育委員会としてしっかりと状況がどうなっていくか、または、この地域の状況を伝えるということが積極的には必要なことではないかと思うんです。

そういう上でお聞きしたいのは、計画されていく、和歌山県が開いていくこの懇談会ですけれども、なかなかこのコロナ禍の中でもありますし、小さな場所で決まった形で、まだまだ分かりませんが、少なくともこの地域住民の、美浜町の中でこのような説明会という、またはその住民が思っていることを情報を教育委員会自身が積極的に集めて、そして、和歌山県の教育委員会のほうに紹介して、伝えていくということが僕は要るのではないかと思うんです。

そこで、この町内で、そんな答申の紹介とか、皆さんが思っている悩み不安を聞く会というのを、そういうのを和歌山県の教育委員会に持っていくというふうな上の意味合いで開いてはいかかなと思うんです。その点について、ちょっと見解を伺いたいと。

だから、2つです。1つは、やっぱり情報をしっかりと町民の人に知らせていくべきではないか。2つ目に、今のこのような進んでいることに対する説明と、声を聞くというふうな会をこの美浜町の中でも持つべきではないか、その点について2つお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） ただいまのご質問でございますが、情報の開示というんですか、速やかなという、その点につきましては、私も同感でございます。ただ、教育委員会といいますか、行政にもこういう情報伝わってきますのは、恐らくなんですけれども、これは県のほうで記者発表と同時に各地方の教育委員会にも回ってくるということになります。ですから、私どもも報道関係から情報を得るのが早いケースも多々あります。今回のことにつきましても、そういうようなことがあるということです。先に各地方の教育委員会が情報を得るといのは、大体の場合においてないというのが現実でございます。ただ、そのことにつきましては、異議、先に伝えてくれというケースケースによっては、これやっぱり先に知りたかったというようなことは、その都度都度伝えていることでもあるんですけれども、現実はそのような状況であります。

ただ、やっぱり風通しがよいというのは大事やと思いますので、この点につきましては、機会あるごとに伝えていきたいというふうに思います。

それから、この問題に対して、町民の方、町単位での説明会を開くべきではないかという、そういうことかと思うんですけれども、これは、いろんな考え方があるかと思うんですけれども、ちょっと町単位というのは、私は物理的にも無理、困難ではないかなと思います。ちなみに、今度は日高高校、それから紀央館高校で、1月中に、先ほど申し上げましたように、まだ詳しい日程は出ていないんですけれども、開催されます。その参加対象

というんですか、どんな方に参加してほしいというのが県からも示されているわけなんですけれども、それは学校関係者、小・中学校も含む、もっと言えば保育園、幼稚園も含むということになります。それと、PTA、あるいはOB、同窓会の方、それから、各地域に設置しております学校運営協議会のメンバー等、それから、参加を希望する地域住民ということで、参加の対象枠というんですか、それを目いっぱい広げた形で参加できるということになっておりますので、その機会を利用していただきたいというのが、今考えているところでございます。

これも、今考えている自体、状態といいますのは、この高校単位の説明会を、懇談会を開くという情報はつい最近入ったばかりですので、また今後、状況を見ながら各市町でもということに動いていくかも分からないんですけれども、現在のところは、各市町で開いてほしいという要望を上げていくには至らないというふうに、私自身は考えているところです。

それから、2番目だったですかね、この答申に対して、教育委員会としてこの地域の状況をもっと伝えるべきであったのではないかとということでございますが、その点につきましては、しっかりできていなかったということはおわびしたいというふうに思います。

ただ、伝える機会が全くなかったかということになりますと、定例の教育長会というのが月1回開かれております。その中には、県の教育委員会からも何人かが出席してございます。その中では、このことに対して疑問というんですか、意見を申し上げたことはありますが、それは会議の中で申し上げたことで、正式にこうこうという形での要望というんですか、それはしたことがないということなんですけれども、月に1回なんですけれども、そういう形での懇談というんですか、情報交換というのはしているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 8番です。

今の姿勢として、できるだけ伝えていきたいということと、それから、情報がなかなか一方的な形で県から入ってくるのは、どうしても遅れるということなんですけれども、今後の姿勢として、県の行動を待ってから動くというのではなくて、できるだけこれからの行動として、より先手を取ったような形で住民の声をまとめていって、それで進めていっていただけたらなという希望を申し上げたいと思うんです。

答弁の中で、拙速に推し進めることのないようにしていただきたいと強く望むと、力強いお言葉もいただいてありました。ぜひともそのような形で住民の声をしっかりと届けていただく行動を取っていただけたらなというふうにここでは求めまして、この件についての質問を終わりたいと思います。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時15分です。

午前九時五十五分休憩

午前十時十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

9番、繁田議員の質問を許します。9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 最後になりました、通告に従って質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、学校教育について。

昨年度末から、約3か月間の臨時休業措置による遅れを取り戻すべく学校生活が始まり、2学期が終わろうとしています。今年ほど予測がつかなかった年はなかったのではないのでしょうか。学校行事を見ても、昨年度末から臨時休業措置により学年末に授業ができず、卒業式が予定どおりできなかつたり、始業式、入学式、運動会、修学旅行、各種大会等の行事の中止や見直しを余儀なくされたり大変でした。毎年恒例に行われていたことが恒例でなくなりました。そこで、以下5点について質問をします。

まず、1つ目、臨時休業措置による学習の遅れを夏季休暇の短縮、行事の精選等で取り戻せたかに見えますが、現状はいかがですか。それと今後の見通しは。

2つ目、夏休みの短縮と猛暑でエアコンの電気料金がかさんだと思われませんが、使用状況は。

3つ目、マスクの使用方法について。

4つ目、今後の行事等の見通しは。

5つ目、中学校の部活動の活動状況は。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 繁田議員の1点目、学校教育についての臨時休業措置による学習の遅れの回復度についてはのご質問にお答えします。

小・中学校における授業の進捗状況は、1学期終了時点では通常時の1学期の指導計画を達成できていない教科や学年があるという報告を受けていましたが、議員ご承知のように夏季休業期間を短縮し、2学期の開始を8月17日とし、授業日数、授業時数確保の対策をしてまいりました。その結果、町内各小・中学校とも8月末日で計画した1学期の学習内容はほぼ達成できたということでした。そのことから、児童・生徒や指導する先生方にも大きな負担をかけましたが、8月末までに臨時休業による遅れはほぼ取り戻せたと言えると考えます。9月以降は、修学旅行をはじめとする学校行事や体験活動、社会見学等も感染に十分注意しながら実施しました。ただし、教科によっては感染リスクの低減対策を取ることが困難なため実施できていない活動があります。例えば、中学校では2年生が職業体験学習を各事業所の皆さんにご協力をいただいて実施してきましたが、この活動は実施を断念しました。また、外部講師を招聘する授業については、実施できないことが多いという報告を受けています。また、学校開放に関わる行事、例えば授業参観や学習発表会

は密になることを避けられないと判断し、実施を見送りました。

ところで、9月の定例会でもお答えいたしましたように、子どもたちの学びを保障するという観点から申しますと、授業時数を回復し、年間指導計画を達成したことでよしとは言えないと考えます。授業を通して何がどのような形で身についたかという学習成果に注目し、それを保障していくということを大切にしていかなければならないと考えます。そういうことも含め、今年度の学習内容を来年度に積み残すことのないように各学校で取り組む所存でございます。

2つ目のエアコンの電気料金についてのご質問にお答えします。

7月分から9月分、使用期間は6月19日から9月18日の3か月分電気料金で、令和元年度と令和2年度を比較した場合、松原小学校については令和元年度が460,038円、令和2年度が542,252円、増加率は17.87%。和田小学校については令和元年度が418,139円、令和2年度が559,542円、増加率は33.82%。松洋中学校については令和元年度が1,149,256円、令和2年度が1,191,724円、増加率は3.70%となっています。各学校においては、天候等に応じ適宜エアコンを使用しております。電気料金の増加については、議員ご指摘のとおり夏休みの短縮と猛暑が原因かと思われます。また、新型コロナウイルス感染症対策で換気を徹底したことによる影響もあったと考えられます。

3つ目のご質問、マスクの使用方法についてにお答えします。

町内の小・中学校では、臨時休業中に設けた登校日からマスクを着用して登校するように指導してまいりました。当初は、マスクの確保が困難な状況にありましたが、保護者の皆様等のご協力もあり大きな混乱もなくマスクをつけての学校生活をスタートさせました。感染予防に一定の効果があるとされるマスクですが、子どもたちの学校生活においては着用が困難な場面や着用を控えたほうがよい場面もございます。6月の学校再開後は、熱中症も懸念されました。そこで、文部科学省の学校の新しい生活様式なども参考にしながら、登下校、体育の時間等に運動するとき、休憩時間に運動場で遊ぶときはマスクを外してもよいというルールを設け現在も継続しております。また、給食や楽器の演奏などマスクを外さなければならない場面などにおいては、できる限り距離を取り、会話を控えるよう指導してまいりました。最近の全国的な感染状況から、今後もマスクをつけての学校生活を継続せざるを得ないと考えています。一日も早くマスクを外した本来の学校生活に戻るよう願っております。

4つ目のご質問、今後の行事等の見直しはについてお答えいたします。

コロナ禍において、学校では様々な行事や教育活動について見直しを余儀なくされました。このような中、2学期には実施方法を見直し、感染予防策を講じた上で運動会や修学旅行、マラソン大会といった行事を実施してまいりました。

さて、議員ご質問の今後の学校行事の見直しについてでございますが、各学校においては3学期の主な行事は可能な限り実施する方向で検討しているところであります。具体的

には、小学校の授業参観、お別れ遠足、卒業式、中学校の百人一首大会、卒業式などがございます。例年中学校2年で実施している大阪での都市体験については実施困難であると判断し、現在代替行事について検討していると聞いております。また、外部の方と交流する活動等については、より慎重に判断していく必要があると考えております。

いずれの行事におきましても、地域の感染状況を考慮しながらその都度実施の判断をしていくことになります。場合によっては、直前にやむなく中止とする場合もございます。また、実施する場合におきましても感染予防を講じる必要があることから、例年とは違う形になる行事もございます。学校行事を通してしか学べないこともたくさんあるという観点で、校長には感染対策には細心の注意を払いながらもできない理由を探すよりもできる方法を考えるという視点に立って学校運営に当たっていただきたいとお願いしているところです。

3学期は子どもたちにとって1年を締めくくる大切な学期であります。このような状況ではございますが、子どもたちにとって充実した学校生活となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

5つ目のご質問、中学校の部活動の活動状況は、についてお答えいたします。

本年3月から5月の臨時休業期間においては、中学校部活動についても活動停止を余儀なくされました。6月の学校再開に併せて部活動も再開し、現在は感染予防に留意しながらほぼ通常どおりの活動を行っている状況でございます。9月には、運動部が新人戦に出場し、それぞれの部が健闘したとの報告を受けております。同じく9月には、吹奏楽部が定期演奏会を開催いたしました。また、11月には駅伝部が県大会及び郡大会に出場しました。

今後も感染予防や生徒の健康状態に留意しながら活動を続けてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 再質問を行います。

まず1つ目の学習の遅れでありますけれども、9月議会で教科書の遅れはほとんど取り戻しているということを聞いておりました。通常の授業ではなく、いつ臨時休業措置が取られるか分からない中で、集中的に詰め込んで行ったようなところもあるんじゃないかと思われまして。個々に時間のかかる子どももおりますし、もっと先でないとも結果が分からない部分もあるんじゃないかと思われまして、そこら辺はいかがですか。

それと、現場の先生の苦労というのは大変であったと、担任等は思います。この答弁書で、授業時数を回復し、年間指導計画を達成したことによしとは言えないと。急に詰め込んだものですから、授業を通して何がどのような形で身についたか学習成果に注目し、それを保障していきたいとありますけれども、これは現場に対してどのような指示をされておりますか。

それから、2番目のエアコンの電気料金の部分ですけれども、昨年と比べての増加率を

載せてくれておりますが、松原小学校では17%以上の増と。和田小学校では33%以上の増と。それから、中学校では3%の増となっております。和田小学校えらい多いように見えますけれども、前々から和田小学校の北側の教室が物すごい暑いんですよ、あそこ。そんなんで電気料金がかさんだんじゃないかと思われま。それで、この料金だけでなく子どもたちがよりよく教育活動ができ、効果が上がるような環境で行っていただけたらと思っております。また、家に帰るとエアコンがあって快適な生活を子どもたちはしている子が多いので、学校で暑い目というわけにもいきませんし、そこら辺も兼ね合わせてひとつ考えてほしいと思います。

そして、このエアコンとか、これからまた暖房もありますけれども、使用する場合にデマンドってあるんですかね。一定の限度を超えると基本料金がぐいっと上がると。それを守るために夏も現場では大変であったということをお聞きしておるんですけども。これからまた冬もこれからまた寒くなってきますし、換気で窓を開けたりしたりして、かなりかけないかんということにもなるかと思われま。冷房と暖房はどちらが電気料金食うんか分かりませんが、デマンドというのは1段上げるとどれぐらいの金額が上がるんですかね、あれ。ちょっと言うときゃよかったんやけれども、もし分かればお願いします。

それと、これ上げたときに学校の予算がかさんでいきますので、あとの教育予算をもし上げて、その分カットするということのないようにしていただけたらと思うんですけども。

ほいてまあ、このコロナウイルスの対策で3密が言われておりますんで、寒くなってきましたし、ほいて、夏やたらなんですけども、教室内の換気も必要と言われておりますんで、暖房でもかなり使うんじゃないかと。今後のこの暖房についてはどういう指示をされておるのか。

それと、この3つ目のマスクですけども、この答弁書を今追加で聞かせていただきましたけれども、マスクをつけて登校せえと。しかし、最近では登下校時、体育の時間に運動するとき、休憩時間に運動場で、外で遊ぶときはマスクを外してもいいと、こういうことに学校ではなっておると聞きますけれども、しかし、朝、私ボランティアで交通指導で立っておったりするときあるんですけども、1人で歩いてくるのにマスクかんかんにして歩いてくる子がかなりあるんですよ。1人のときはもう要らんの違うかいなどは自分では思うんですけどもね、自分の吐いた息、二酸化炭素をまた吸い込みながらの格好になってきますので、そこら辺は小さい子ども、顎マスクでもいいんじゃないかと思うんですけども、小学生なんかそこらのめり張りが難しいと思われま。そこら辺はどのように考えておられますか。

まず、以上で。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 繁田議員のただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃられるように、今の学校の子どもの臨時休業になったあるいはその後の期間、この取組についての結果というのは本当に、今現れるものではなくて2年後、3



年後になるかも分かりません。そのときに検証して、やっぱりこの課題というのはあのときやったのかなあと、というようなこともないとは言えないというふうに考えております。

ただ、学校現場においては今の目の前の子どもたち、目の前の教育をどうするかという、その中で最善の方法を探って取り組んでいただいているということになるかと思えます。ということで、現場に対しての先生方の指示ということでございます。先ほども言いましたように、決められたとおりの授業を進めて教えた、それで終わりではない。やはり、答弁の中でもお答えしましたように、果たして子どもたちがどのような力をつけたのかというあたり、そこをきちんと検証していかないことには、ということで話をしております。

先日、和歌山県学習到達度調査というのもありました。そんな結果も参考にしながら、十分身につけていないところ等々を検証して、それから不足しているところについては重点的に取り組む等の指示というんですか、それは校長にもお話をしているところでございます。

とにかく、子どもたちがいかな、どんな力ついたのでか、そして例えば学校行事等もありますけれども子どもたちの状況、それをしっかりと見ながら次の取組っていうんですか、それへつなげていってほしいということで話をしているところでございます。

続きまして、エアコンのほうにつきましては課長のほうから答弁をさせていただきます。

マスクについてでございますけれども、マスクは、これも先ほど申し上げましたように登下校、これについては屋外でもあるし、ということで外してもいいということで学校のほうでは指導しているかと思えます。私も登下校に子ども、小学生、中学生もそうですけれども出会うことがあるんですけれども、今、冬になって寒いというはあるか分からないですけれども、ほとんどみんなマスクをつけて登校しているという実態はあると思えます。ただし、学校においてはやっぱり屋外、特に密にならない場所では必要ないんだよつていう話はしておるところですけれども、その辺の判断は子どもにある程度委ねている、外せという指導にはならない、だからやっぱりつけなくてもいいよ、つていう指導の中で子どもたちの判断ということに今なっているという実態があるかと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 2つ目のエアコンについてお答えします。

まず、デマンドの管理料ということで、これは瞬間的な電気料ということで、それがデマンド、今、設定しているやつより超えたらどうなるのかという電気料に関しては、今のところちょっと資料等ないので分からない状況ではありますが、ただ、瞬間電気料というのは一斉にエアコンをかけたらその分ぼんと上がると、だからある程度の教室を順番につけてくださいというような指導はしております。ただ、それを一斉にかけてデマンドを超えてしまうと、当然、電気料は基本料金、それ上がってしまいますので基本料金かなりいってくると思えます。その辺は、こちらからも指示はしていくつもりでおります。

それと、電気料が上がった場合、ほかの予算はカットされないよつてというような話で

あったかと思えます。それについては、当然電気料分は別として学校からの予算要望に関して応えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） そしたら、4番目の行事の見通しですけれども、これも大変ご苦労されると思うんです。特に、授業参観なんかは親御さんもやってほしいという希望が強いと思われまますので、非常にまた学校のほうでもまた密にならないような工夫もするとか、それから学年別に分けてやるとかいろいろとそういうことをされると思われまますけれども、ひとつまたよろしく願います。

それから、次の部活動の件でありますけれども、この部活動については、中学校では大変、働き方改革という面においても非常に今のところほかの他府県も含めてですけれども、この1学期のデータを取ったのがありますけれども、教員の9,080人から回答を得たと。それで、1学期の1日当たりの残業時間を聞いたと。これが大体残業時間を平均して3時間8分であったということが載っておりますし、それで1か月に換算すると62時間40分で、これは全国のなんですけれども、国が定めたガイドライン、月45時間ですんで17時間以上もオーバーしておると。その上、今、家に持ち帰って仕事をする人の割合は6割ぐらいあるというふうなデータもありますし。それに加えて、この部活動をどうするかということでもありますけれども、今、文部科学省で出ているのは、働き方改革の一環で部活動は学校からちょっと切り離して地域で担うという大きな改革案が出て、それを行うようにはしておるといいますよ。そして、一気にそれは昔、社会体育というのがあってやったんですけれども、うまくいきませんでしたけれども、それが一気に進みませんで、まず、土、日を外部指導者に担ってもらおうようにしようじゃないかという、そういう制度改革を行う予定であるというんです。この背景にあるのは、もちろん教職員の多忙さやとか月100時間を超えるような勤務実態があるわけですからけれども、それを補うためにまず部活動が一番負担になっておるんで、地域で担おうという方法らしいんですけれども。これについては、平日はもう残業手当ありませんからゼロ円ですし、土、日にしてもほん数千円で担っている、非常にまずい状態であると。こういうことでこの国の方針が実現すると、もし美浜町では土、日を外部指導者でということになってくるとどうなるのかと考えると、私はこう難しいところもあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺は教育委員会としてどのように評価をされておりますか。その点願います。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） ただいまの部活動の件につきましてでございますが、その議員おっしゃいますように、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてということで、これが今年の9月1日に文部科学省から示されております。それを読みますと、その中に書かれておりますのは、休日に教科指導を行わないのと同様に休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築するとそういうふうに書かれております。ですから、

休日の部活動をということになるんですけども、今後これもまだ9月に出たばかりですので、これにどう対応していくかというのは具体的にはまだ、申し訳ないんですけども行動を起こしてないところです。ただ、これ、私自身思いますのは、これが果たしてすんなりいくのかどうか。というのは、子どもにとったら部活動というのは年間を通して、一定の流れの中であるものやと思うんですけども、そうしたら月曜日から金曜日と土曜日、日曜日というふうに切り離してこれ当然考えて行動するというのは難しいと思うんです。そうなりますと、当然土、日にまた教師が指導に当たる状況が出てくるというのは、これは明らかやというふうに思います。そんな中で、真の働き方改革に結びつくのかというあたりがちょっと疑念を感じております。

それと、これはちょっと話がずれますけれども、いわゆるオリンピックは来年度に延びましたけれども、競技スポーツというんですか、その底辺、その基礎づくりというのはやっぱり中学校の部活が担うところが大きいと思うんです。こういうふうな形で中学校の部活が移行してきたときに、それ以上に中学校の教師じゃなくて専門的な指導を受けられるから競技力が伸びるということもあるかも分からないですけども、しかし、その基礎的な部分、できるだけ底辺を広げるという意味でいうたら果たしてどうなのかなと、そういうような疑問もいろんなところで私自身はこれは疑問を持っているところです。ですから、もし、やむを得ず導入しなければならぬ事態になるまで、積極的にこれを進めるつもりは今のところ、今のところ、持っておりません。とはいっても、そういう地盤づくりというんですか、組織的な、どれだけ協力をいただけるかであるとか、そういうふうなところについては調査していかなければならないというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） これは、この部活動については、教師にとっては土、日休みになるさかいと、やれやれという、喜んでいられる方もおられますけれども、子どもにとっては、皆、ずっといくんですからね。平日は学校の教師、土、日は外部指導が、もしとしたら外部指導者に教わるわけです。外部指導者というのは、そういう代理をしてくれる人というのは、その道に通じた人が多いと思われまして、そういう人を勧誘するというのかお願いする形になろうかと思っております。余計、加熱してしまうというんか、スポーツというのは、特に部活動でスポーツっていうのは勝って何ぼの世界みたいところありますし、勝たないと評価をしてくれませんか、町長のところへもいろいろと県大会とか近畿大会、全国大会とかいろいろ報告に来られたりしますけれども、やっぱり勝たんといかんというんで、そこら辺の無理もかかってこようかと思っております。それで、子どもによっては非常にそれを期待されている子ども、それと家庭、親もありますけれども、そうでないような子どももたくさんおると思っております。そこら辺も理解をされてひとつまた取り組んでいただきたいし、また実際この土、日、平日を土、日だけやってくれる人を探すというのは、これはもう非常に大変なことやと思っております。そこら辺もまた大きな課題であろうと思

いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、いろいろ何項目にもなりますので、2回しか質問できませんので、再質問できませんので分けていきたいと思います。

その次の項目に入ります。

今後の学校教育について。

以前からまちの教育研究会、美教研というのが、会があるんですが、この研究会について伺います。

1つ目、小・中学校の連携教育について。

2つ目、ICT教育について。

3番目、教職員の残業手当のない現状をどのように捉えておりますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 繁田議員の2点目、今後の学校教育についての1つ目、小・中学校の連携教育についてのご質問にお答えします。

小・中連携教育につきましては、平成23年度から取組が始められ、本年度で10年目を迎えております。この間、「小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す」「9年間を見通した中で確かな学力の定着と生徒指導の充実を図る」「子ども理解、教職員の相互理解を促進するとともに、資質と指導力の向上を図る」の3点を主な目的に、取組を続けてまいりました。各学校2名の代表者を小中連携推進委員とし、学期に1ないし2回程度、小中連携推進委員会を開催し、改善点や今後の方向などを検討しております。

具体的な取組といたしましては、教員が随時他校の授業を参観する相互授業参観、町内の小・中学校の教職員全員が参加する学力向上推進校研究発表会の開催、中学校教員が小学校に出向いて高学年児童に授業を行う交流出前授業、松林清掃などがございます。また、その時々課題に応じて生活の決まりや生徒指導システムについての検討、読解力向上、外国語指導系統表の作成、家庭学習の啓発などにも取り組んでまいりました。

この小・中連携教育は、美浜町の特色ある教育の取組として、今後も継続、発展させていきたいと考えてございます。

2つ目のICT教育についてのご質問にお答えいたします。

小・中学校におけるICT教育は、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現という大きな転換期を迎えております。美浜町においても、今年度中には1人1台の学習者用端末の使用を開始できる見込みとなっています。また、8月には各校の高速ネットワーク環境整備工事を実施しております。今後は、この端末を授業をはじめとする教育活動において、いかに有効に活用していくかが各学校に求められることとなります。しかしながら、1人1台の端末があるという状況は子どもたちにとっても教員にとっても初めて経験することであり、教員の中には端末を活用しての指導に不安を感じている

者もいると考えられます。

そこで、まずは子どもたちと教員の両方が端末の扱いや操作に慣れることが必要であると考え、操作等が分かりやすく使いやすい個別学習ドリルソフトと授業支援ソフトを導入することにいたしました。これらのソフトは、再度長期にわたる臨時休業が必要になった場合等のオンライン学習にも活用できるものでございます。また、去る12月3日には小中連携推進委員会を拡大した形で13名の教員が集まり、1人1台の学習者用端末円滑導入に向けての研修を実施いたしました。端末導入後も適宜教員が研修する機会を設けるとともに、小中連携推進委員会等で有効な活用方法などについて情報交換をしながら、徐々に活用の幅を広げていきたいと考えてございます。

なお、学習者用端末は長期にわたる臨時休業が必要となる等の緊急の場合を除き、当面は学校内での使用を想定しております。家庭学習での活用に関しては、子どもたちが端末の扱いや操作に十分慣れてから検討してまいりたいと考えているところでございます。

3つ目のご質問である教職員の残業手当のない現状をどのように捉えていますかについてですが、繁田議員ご承知のとおり、公立学校教職員の給与については公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法第3条の定めるところにより、給料月額額の4%に相当する額を基準として教職調整額が支給されています。また、同条では時間外勤務手当及び休日出勤手当は支給しないと規定しています。このことを法的根拠として、残業手当が支給されていません。この4%という数字は、月8時間の超過勤務に見合う額ということです。しかし、実態は大きくかけ離れていることは言うまでもありません。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今の最初の連携教育ですけれども、この中に中学校教員が小学校に出向いて授業を行う交流出前授業とか特色ある教育の取組として今後も継続、発展させていくということではありますが、ここで一つ提案をさせていただきたいんですけれども、教師に小学校へ出向いて教えるというのがありますけれども、これ中学生に、生徒に小学生を対象として教員体験学習というのを取り入れてみてはどうかと。これは、中学生といってもいろいろ平日は忙しいんで、夏季休業中であるとかそういう長期休業中に公民館講座のような形式で行ってみてはどうか。教員体験学習といった形式ばったようなものではなくて、休み中の宿題の分からないところを教えるといったり、分かっている子がお互いに教え合うとか、そういう教える体験をするのをさせてみたらどうかと。これについては、近年教員の希望者が少なくなり、採用試験でも受験者の減少が問題になったり、教職員の勤務の労働時間の困難さとか、そういったものも踏まえて少なくなっておりますけれども、子どもたちに、小学生に教える経験をさせて、教えることの大切さであるとか難しさであるとか、または面白さであるとかそういったものを体験させてみてはどうかと。そういうことから、また教師になろうかという生徒、高校へ行ってまたなろうかと進学するとき

にそういう学校へ行こうかということにもなってくるんじゃないかと思われま。働き方改革で教職員の激務が問題になっておりますけれども、いろんな補助制度を活用している雇用しようとしても希望者を探すのに難儀をする、一苦勞する現状でもありますんで、そういったことも踏まえ、こういうのはいかがですか。

それと、2つ目のICT教育でありますけれども、インフォメーション、コミュニケーション、テクノロジーといったようなものらしいですが、ITを用いた様々なコミュニケーションの方法を使ってあらゆる学びを充実させようというものだそうですけれども、そこで町では1人1台のタブレットを購入いたしました。今も説明ありましたが、これはタブレットについては休校になったときとか、家にパソコンのない場合の貸出しというのについてもいつ頃からまたやる計画があるんですか。もしあれば。

それと、ネットでつながっていない家庭、パソコンのない家庭、これは何件くらいありますか。そして、このない家庭の子どもに対して休校になった場合、インフルエンザで臨休になるとかコロナがひどくなるとかそういった場合ですけれども、これは、そういう休みの場合は持っている子はうまくいくと思うんですが、ない家庭の子についてはどうするのか。これは人数にもよりますけれども、そういう地区館や公民館等を使って、そこへ設備も必要ですけれども、松原にもありますし和田にも公民館、入山にもありますし三尾にもありますけれども、そこで人数にもよるけれども、そこでできるようにというのでもできませんかね。そこら辺もどうですか。

ほいて、1人1台のタブレットの使用について、ちょっと今説明あったと思うんですが聞き取れなかったんですが、いつから1人1台の使用をしていきますか。

それから、この回答書にもありますけれども、個別ドリルソフトとか授業支援ソフトを導入したとありますけれども、これについては今まで学級でプリントを作って、教師がこしらえてそれを配って、やらして、それを回収して採点をするという方法を取っておったんですけれども、これももうタブレットがあれば、採点もこういったもうソフトがあれば採点もできるし、手間ももう省けるし、教師の負担軽減にもつながるんで大変いいことじゃないかと思ひます。

それと、教師にとっても子どもたちにとってもこういうのは初めての経験になると思ひますので、子どもたちの対応は早いと思うんですけれども、教師の対応というのは進んでおりますか。今も研修をやったというんですが、かなり難しくなつてこようかと思ひます。教員の採用試験でもそういったものも今まで入っておりませんでしたし、年がいったものほど難しい率が高いんじゃないかと思ひます。

それと、各校のホームページできたらしいですが、この状況、活用方法とか利点とかそういうものについて分かる範囲でお願いします。

それから、この3つ目の残業についてですけれども、これについてですが、議員の中でも、先日、公立学校教員に1年単位の變形労働時間制を導入するかせんかということでもいろいろと議論を重ねてきました。これについてのことについて、何でこういうことになつ

てくるんかという、労働時間の、学校の教師の多忙さとか残業手当のなさとか、そういうのが影響してきていると思うんですけども、各校の勤務実態というのは把握されておりますか、最近。月100時間超えてする者もおるというのをちょっと聞いておるんですけども、そこら辺。

それから、今言った変形労働時間制の導入、県ではどのようになっているか。それで、こういったことを踏まえ教育長としてどのような考えで取り組んでいかれるか。

それと、この残業が多いという、手当がないという全国的にも過労死ラインに至る原因の一つに中学校・高校の部活動があるんですが、これを解決するために先ほどのいろんなクラブの外部指導者とかいうのが国のほうで考えているらしいんですが、ほいて、変形労働時間制を取り上げようとしたんやけれども、これは難しいだろうと思われま。そこら辺についてもひとつよろしくお願ひします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） ただいまの繁田議員のご質問にお答えします。

まず、連携教育に関連してですけども、中学生が小学生に対して指導できる、そういう機会を設けてはどうかというそういう提案、提言であったかと思うんです。このことにつきましては、そういう形というのはちょっと想定しておらないこととございました。ということで、具体的にそれが実現できるものかどうかというのもこれから慎重に検討していかなければならないと思うんですけども、一つの貴重なご提言ということで受け止めさせていただきます。

続きまして、ICT教育につきましてです。

まず、ちょっと順番前後するか分からないんですけども、端末はいつからということがあったかと思ひます。これについては、年度内、やっぱりどうしても全国一斉でございますのでなかなか業者のほうを追いつかないという状況もござひます。1月に入りますとおいおい入ってくるかという情報もあるんですけども、年度内には完全にそろえて使用できる状態にして、令和3年からは確実に利用していく状況が出来上がるものというふうにならぬところ把握してあります。

関連して、パソコンのない家庭ということとござひます。これは、このGIGAスクール構想を実現するに当たりましてアンケートを取った時点ということで、ちょっと6月9日調査ということになるんですけども、その時点では町内小・中学生合わせまして27人の子どもたちが、実際家にWi-Fi環境がない、いわゆる通信環境ですね、それが無いというふうにならぬ結果を得てあります。パソコンにつきましては、当然子ども専用パソコンを持っているというふうにならぬ回答した子どももいてるんですけども、その家庭に全くないんだという家庭につきましては全部で76人、調査人数が413人なんですけれども、大体18%の家庭にパソコンがないというふうな状況にあるということとす。

それで、例えば長期の休業になった場合には1人1台の端末を家に持って帰るということとは可能にならぬかと思うんですけども、そこで問題になるのは、家庭にパソコンがあ

るのかどうかということよりも、通信環境いわゆるWi-Fi環境があるのかという、そこが大きな課題になるというふうに考えております。そこで、当面ですけれども、なかなか家庭に行政として構築するというそういうわけには、いわゆる平等性というんですか、そういうことから考えて難しいかなというふうに考えております。臨時休業にする一つの目的は感染を防ぐ、いわゆる密にならない環境をつくるという、それがインフルエンザにおいても同じかと思うんですけれども、そういうことで言いますと学校、臨時休業になった間についてはもう子どもたちは登校しておりませんので、その中へその環境のない子どもが登校してもらっても密になる、感染を防ぐということから考えますとこれは十分可能でないかというふうに考えます。ということで、ちょっと長々となりましたけれども、家庭に通信環境のない子どもにつきましては、場合によっては学校に出てきてもらって、そして学校で活用すると、そういう形を今のところ考えてございます。

それから、教師の対応、これも心配されるところでございますけれども、現在において学校のほうでも先生方も積極的に活用しなければならぬという、そういう土壌というのもできてきております。授業の中で活用する、そういう場面も、私もたまに学校のほう、授業を参観させていただくんですけれども、そういう授業というのも見させてもらっているという状況です。そういうことでいうたら、パソコン活用に向けての職員の意識というんですか、それは醸成されているものというふうに考えてございます。

それと、ホームページ、これにつきましても、やっぱりホームページというのは一つの学校の情報公開の一つの大きな手段であるということで、今まではそういう正式なものというのは立ち上げてなかったわけでございますけれども、これも11月から運用を開始しているところです。3校とも同一のソフトを導入しまして、できるだけ更新しやすい、そういうふうなものをということでソフトを入れまして、そして運営を開始したところです。それによって、いろんな学校からの通信でありますとか見てもらうことができますし、また、学習用のドリルというんですか、そういう子どもたちが興味を持ったときに見られるような学習サイトというんですか、そこへつながるように、そういうふうな構築もしているところです。これからも積極的に活用し、またPR活動にも努めてまいりたいというふうに思います。

それと、残業に関してでございますけれども、変形労働時間制度、これについては県のほうもそれを、条例を制定して実施に向けていく段階ではないということで条例の策定は見送っております。ということで、当面この変形労働時間については導入することはないということだと思います。そして、その教員の超過勤務時間の多いことについてどういう考えかということなんですけれども、これ、本当に一つ大きな課題だというふうに考えます。今まではある意味、私自身もそうだったか分からないですけれども、教員の献身的なというんですか、そういう意識の中で学校教育が成り立っていたという一面もなきにしもあらずだと思います。しかし、健康面等々を考えたときにそれではいけない、それが今の流れかと思うんですけれども、そういう中で、先日も校長会でちょっとお話しさせてもら



ったんですけれども、今このコロナ禍でいろんな行事が止まったりしております。そして、今いいチャンスではないか。どういうことかといいますと、今まで子どものためにというふうに取り組んできたことが果たして本当に必要なものなのか、学校の取組というのは一つこれいいなあと思ったらそれを実施する。しかし、取り組んできたものはこれもうやめるということとはしない、それでどんどんどんどん積み上がってきているというのが実態やと思うんですけれども、しっかり今検証して、捨てる、やめるという話をしたんですけれども、捨てるという言い方はちょっと語弊があるか分からないんですけれども、やっぱりその辺のところをきちんと検証して、今本当に必要でないものであれば、それをやっぱりやめていかないとこの多忙という、そういうのはなくならない、ここで一旦、思い切り大胆に整理をしてほしいと、そういうふうな話をしているところです。そんな中で、少しでも軽減というんですか、短縮していければというふうに考えているところです。

そして、最後になりますけれども、これには本当に教員の大きな意識改革も必要になってくるかと思えます。

以上です。ちょっと漏れたところありましたらまたご指摘ください。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） ありがとうございます。

中学生の教員体験というんか指導をする面白さを学ぶというんか、そういうことでありますが、先日こういう教育新聞にこういうのが載っておったんですが、山形県であるとか秋田県であるとかそういったもので、これは高校生の体験ですけれども、教員が少なくなってきたんで大変だから希望者が激減しておると、そういう中で、ここで中学生、小学生を対象にしたキャリア教育の一環としてそういう指導する機会を設けて指導しに回っていると。そういう指導する側は、そういう面白さとか大切さとかそういうのを理解をして採用試験を受ける、そういう大学に進学をするという者が多くなってきたと、こういうのが載っておりましたので、高校生は何ですけれども、中学生今そういうことできないものかなと、公民館活動であるとかそういったものを使いもてできないものかなということで質問させていただきました。

ほいて、次のICT教育であります、これについては新しい技術が台頭したり新しい常識が浸透したりするときには、誰もが不安になるのが世の常であろうと思われれます。とはいえ、我々大人の世界では既にもう日常生活や仕事でこのパソコンを使うのが当たり前のことでありますし、IT、今情報技術が深く入り込んでおると思われれます。にもかかわらず、教育現場で現在のこのテクノロジーそういったものを用いないのはかえって不自然であるというように思います。教育現場でもICTを積極的に使うことを考えていくべきであると思われれます。

ほいて、多様な人材の育成が必要になってきておりますので、GIGAスクールという国の方針で1人1台の端末整備が進みましたし、来年度は小・中学校の教科書の約95%でデジタル教科書が発行済みであると、こういわれております。

ほいて、政府のデジタル庁の創設によって、教育のデジタル化に向けた規制緩和というんですか、それがこれからますます進んでくるんじゃないか、そういうICT教育の進度の違いによって、今後、学力格差が生まれてくることは否定できなくなりつつあると言われております。

学校は自分の将来の可能性を広げるための場所でありますから、伝統的な、今言われた方法を守り続けることが必ずしもよいとは限りませんし、デジタルとアナログをバランスよく使い、子どもが自分に必要な手段を適切に選択できるようにして社会に送り出してあげるのが教育の役割の一つなのではないかと思われまます。

このようなことを踏まえ、このICT教育の推進について、いま一度教育長の見解がありましたらよろしくお願ひします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

たしかに、ICT教育、いわゆる学校現場においてもデジタル化というんですか、これは急務でございます。そして現状でいいますと、例えば教員の事務的なこと、これは例えば出勤の管理あるいは指導要録の作成等々につきましてはデジタル化されております。そういうことで、どんどん導入しております、という実態もあるということをお知らせしたい。それから、授業につきましても先ほども申し上げましたように、積極的に使うという状況になってきつつあります。その中で、子どもの指導についてもデジタル教科書導入、これも予算化しまして導入する予定にはしております。ただ、これは先日も新聞でも、報道でもちょっと目にしたんですけれども、諸外国でもこのデジタル化を進めたところ、これが一旦後戻りというんですか、本当に子どもの学力なり知的な好奇心、それを育成することに本当につながっているのかどうかというのをもう一度戻って検証せなあかんという、そういうふうな国も出てきているということです。ですから、議員おっしゃられますようにバランスのあるっていう、そういうお言葉がありましたけれども、前のめりにデジタル化、何でもかんでもデジタル化ではなくって、やっぱりバランスのある、本当に子どもたちにとってどうなのかということをお考えながら今後導入していきたいというんですか、進めていきたいっていうふうに私は考えているところです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 最後の施設の管理状況について伺ひます。

和田にある旧武道場について。

もう一つは、吉原公園内にあるテニス場等の整備について伺ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の3項目、施設の管理状況についての1つ目、和田の武道場についてお答えいたします。

和田地区にある柔剣道場につきましては、町民の使用に供し、町民の体位向上と健全な心身の育成を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的として昭和51年3月に建築されましたが、耐震基準を満たしておらず施設の老朽化が著しい状況であり、主にイベント等の資材置場として使用しているところでございます。そのため、平成29年3月に策定しました美浜町公共施設等総合管理計画におきまして、当該施設は解体撤去を検討する必要があるとされており、また、現在策定中であり美浜町個別施設計画におきましても施設の除却・解体を行う施設と位置づけ、早期に除却・解体を行う予定となっております。

2つ目の吉原公園のテニスコートの整備についてお答えいたします。

テニスコートの現状は、陥没がひどくなり、コート面は波を打ち、雨が降ると大きな水たまりもでき、利用者にご迷惑をおかけしている状況であると聞いてございます。このような状況を改善するには大規模な地盤改良が必要であり、その費用は多額になるとも聞いてございます。大規模改修は、財政上の都合もあり難しい状況ではありますが、その都度、必要な箇所の修繕などを実施していき、施設維持に取り組んでまいります。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） この1つ目の武道場についてですけれども、これは近所にお住まいの方がシロアリの駆除を家で行ったそうです。しかし、その業者が言うのに近所の武道場が発生源になっておると、今使用しておりませんが、そこが発生源になっておると、近くにシロアリの発生しているところがあると、駆除してもまたやられるでというようなことを言っておったそうです。それで何とかしてほしいと。それで、除去、解体を行う予定であるということですが、この安心・安全なまちづくりといった面からしても有利な補助金を使ってでも早急にひとつ撤去すべきであると考えます。

そして、2つ目のテニスコートの整備については、龍神、森本議員から質問がありましたのでいろいろ重複しますので言うことがありませんし、くどくは言いませんけれども、これについても財政面から見ても医療費がかさまない取組の一つとして健康寿命を延ばしてもらう取組をまちでは行っております。そういった面からして、楽しく使ってもらうためにも、また使用料を取る以上はきちっと整備しておくべきと考えます。もう答弁は重複しますので結構です。

一つ一つの点、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

もう時間もありませんので以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十一時三〇分散会

再開は、明日18日午前9時です。

お疲れさまでした。